

当院は 「身体拘束の最小化に取り組んでいます」

当院は、原則として身体的拘束を行わない方針です。その為、多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みを行っております。やむを得ず、身体的拘束を行う場合には、下記の3つの要件全てを満たす場合に限り、最小限の方法・時間で実施します。



身体的拘束を行う場合の3要件

- 1 切迫性** 患者本人または他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2 非代替性** 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 3 一時性** 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

当院の取り組み

- 身体的拘束最小化チームを設置し、解除に向けて定期的に検討を行っています。
- 病棟ラウンドと委員会を定期的に開催し、身体的拘束の実施状況を把握し、定期的に見直しを行っています。
- 職員に対する研修を定期的に実施し、知識・技術の向上に努めています。

身体的拘束の実施状況

| 期間 (3カ月) | 入院料算定日数 (A) | 身体的拘束を実施した日数 (B) | 身体的拘束の実施率 (B÷A×100) |
|--------------------------|-------------|------------------|---------------------|
| 2026年2月1日～ 2026年4月30日 | 2,859日 | 0日 | 0% |
| 2026年3月1日～ 2026年5月31日 | 2,844日 | 0日 | 0% |

※身体的拘束の実施率は、直近3カ月間の「入院料算定日数に占める身体的拘束を実施した日数の割合」です。